



事業を後継者に引き継ぐ費用を補助し、あなたの事業を残します！

事業承継推進補助金のご案内

令和4年4月現在 魚津市商工観光課

要件	<p>以下の①～⑦全てに該当すること</p> <p>①市内に本店がある法人又は市内が主たる納税地である個人事業主</p> <p>②中小企業基本法第2条第1項で規定する中小企業者から同条第5項で規定する小規模企業者を除いた事業者（卸売業・サービス業・小売業であれば従業員数6人以上、その他の業種であれば従業員数21人以上）</p> <p>③認定申請以前に3年以上市内で事業を継続していること。</p> <p>④富山県事業承継・引継ぎ支援センターの実施する事業承継相談を受け、事業承継計画を策定した者</p> <p>⑤親族間の承継でないこと（法人代表者又は個人事業主の3親等以内の人物が後継者の場合は補助対象外）</p> <p>⑥市税等を滞納していないこと。</p> <p>⑦補助金の認定から5年以内に事業承継を完了すること。</p> <p>ただし、以下の事業は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・風営法に基づく営業の許可又は届出を要する事業・宗教活動又は政治活動を目的とする事業・フランチャイズ契約に基づく事業及びそれに類する事業
補助対象経費	事業承継計画書に基づき実施される以下の費用 ・ 専門家活用費 ・ マーケティング調査費 ・ 広告宣伝費
助成金額	対象経費の1/2（上限50万円）
手続の流れ	（事業承継計画策定） → 認定申請 → （認定決定） → 補助対象事業実施・完了 → 交付申請 → （助成）
認定申請期限	補助対象事業着手前かつ事業承継完了前

認定申請時提出書類 ②、④、⑤は写しで構いません。

- ①認定申請書 ②事業承継計画書 ③誓約書 ④補助対象経費の見積書 ⑤従業員名簿
⑥商業法人登記事項証明書（個人事業主の場合は、直近の確定申告書の写し）
⑦市税等納付状況確認同意書 ⑧その他市長が必要と認める書類

詳細は魚津市HPをご覧ください。



【お問い合わせ先】魚津市役所商工観光課 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂1-10-1

☎ (0765) 23-6195 ✉ syokokanko@city.uozu.lg.jp